

# SCOPE

未来への  
羅針盤  
スコープ

Nov. 2016  
No.185  
11  
月号

特集

## 自分史・社史特集



**好評連載**

徳田孝司の「月刊マルトク堂」  
「ぶらトク」トリックアート体験  
労務のみらい

**大好評！**

**税務・税金の話**

# CONTENTS

01-03

## 自分史・社史特集

04 ●税金Q&A  
株主総会に関する費用

05 ●労務のみらい  
社会保険の適用範囲が拡大

06 ●税金  
個人型確定拠出年金制度

07 ●国際税務  
タックスヘイブン税制の概要

08 ●セミナーレポート  
辻・本郷の家族信託セミナー

09 ●コラム  
脈動するインバウンド市場

10 ●コラム  
徳田孝司の  
「月刊マルトク堂」

11 ぶらぶら徳田理事長と行く  
「ぶらトク」

今月号のテーマ  
「思い出」

今月の執筆者には、子供の頃の印象的な思い出について語ってもらっています。

「子供の頃の  
思い出」

## S T A F F

発行人  
徳田孝司

編集総責任者  
佐脇ゆかり

広報部  
佐脇ゆかり  
東方実菜子

編集長  
表 純平(ラユニオン・パブリケーションズ)  
編集  
生出祐子(And-Fabfactory)  
デザイン  
片寄雄太(And-Fabfactory)  
東方実菜子(辻・本郷 税理士法人)  
撮影  
吉永和志  
Saera Jin(ラユニオン・パブリケーションズ)  
ライター  
浦田浩志

編集 株式会社ラユニオン・パブリケーションズ  
印刷所 株式会社三千和商工  
配送 株式会社レーベル

◎SCOPEについてのお問い合わせ、ご意見は  
辻・本郷 税理士法人  
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6  
JR新宿ミライナタワー28階  
TEL:03-5323-3312 広報部  
Mail:scope@ht-tax.or.jp



# 自分史・社史で 未来を拓く

過去の整理から未来を再構築することは、以前から一般的な手法のひとつでした。近年、その発展形ともいえる新しい手法や活用法が確立されつつあり、再び注目を集めています。辻・本郷でも、個人の存在理由や会社のDNAを探求するツールとして、自分史・社史づくりに注目しています。



体験

## 奥井 愛香 (東京丸の内支部 主任)

2013年の2月入社。相続のプロフェッショナルとして手腕を発揮するとともに、全国女性相続センターの立ち上げメンバーとして活躍。2016年8月から東京丸の内支部に異動し、主任としてメンバーの育成にも携わっている。

## かごはら 楮原 達也 (専務執行理事 税理士)

辻・本郷 税理士法人の設立時より在籍しているメンバー。法人業務に関するプロフェッショナルとして活躍。現在は事業承継を主軸に、引き続き法人業務を専門とした税務に携わっている。平成17年に理事、平成27年に専務執行理事に就任。

### なぜ自分史・社史

自身を俯瞰的かつ体系的に見つめることができれば、個人も会社も、現在の立ち位置にいる理由が明確になります。近年の自分

史・社史づくりの特徴は、単なる記録ではなく、感動と共感を伴うことで、より深く過去を鮮明に抽出すること。今回は、大手企業の社史づくりや大手百貨店における自分史イベントでも活躍する

株式会社ジュディ・プレスの高橋厚人氏による解説のもと、辻・本郷の楮原達也さんと奥井愛香さんが、実際に自分史・社史づくりのワークショップを体験してみました。





### 写真は過去を鮮明にするツール

今回のワークショップでは、一枚の写真からその時のエピソードを書くという、短編づくりに挑戦。

社歴が長い楳原さんは社史を、奥井さんは自分史を担当することになりました。

いくつかの作例を見た上で、ワークショップがスタート。二人とも、最初の1分はどう書こうか考えていたようですが、一度ペンを走らせ始めると、25分の持ち時間をフルに使って思い出を原稿に落とし込んでいきました。

原稿に対する迷いはなかったのか質問すると、「この瞬間のことは思い出せなくても、当時感じていたことや、ピアノにまつわる家族の歴史を思い出しました」と奥井さん。楳原さんも「絵がある強みですね。一枚だけをじっと見ていたら、次々と思い出が蘇ってきました」とのことでした。

### 発表



祖母が購入し母が長年守ってきたピアノ。家族3代に亘るストーリーが一枚の写真にはありました。人生のポイントごとに書いてみたくなりました。



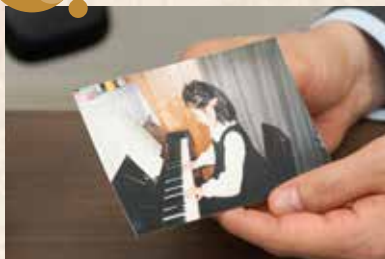
この写真は、象徴的な一枚で、昔のことなんだけれど、最近のことのように思い出しました。自分史もやってみたいですね。



一枚の写真から自分史や社史をつくる方法についてレクチャーを受ける二人。

### 体験

#### 自分史をつくってみよう



奥井さんは、お母さんが選んでくれた写真を基に執筆。家にあったピアノを弾いている自分の写真を見て「普段思い出すことはありませんが、写真を見ていたらスラスラと書けました」とのこと。

### 体験

#### 社史をつくってみよう



「当時の自分は気がついていなかったようなことも、写真を見て、改めて気づくこともありますね」。そうやって、当時に懐かしみながら、どんどん書き進めていく楳原さん。

### 共感が化学変化を生み出す

大きな変化が起こったのは、その原稿を発表した時。奥井さんは、「祖母が母に買ってくれたピアノを、私も弾いている写真です。幼少期の思い出はピアノとともにあり、今も心の支えになっています」というものでした。それを聞いた楳原さんは「お父さんと娘のような気持ちになった」と、思わず涙腺が緩んだ様子。心を解き開いた文の音読という行為が、圧倒的な親近感を生み出したようです。

続いて楳原さんは、辻・本郷 税理士法人の本部が集約されて間も

ない頃に行われた『新宿センタービル移転記念パーティー』がテーマ。「大きな責任を持つ立場になり、迷いもある時期だったのですがお客様を前にした総勢700名のパーティーでご挨拶させていただいた時に、迷いなど吹き飛びました。この初心・感動を忘れず、お客様のために、そして仲間と一緒にがんばっていかうと感じました」というコメントに、当時そこになかった奥井さんは、会社の歴史と私がつながったと感動。

互いにその場にいなかったはずの人たちが、思い出を共有するという不思議な感覚を体験できました。





講師・高橋厚人氏が歩んできた  
自分史・社史づくり

私が自分史と出会ったのは、妻の祖母の死でした。葬儀に参列した際に、親戚一同が集まって「おばあちゃんはこんなこと話していたね」など、思い出話に花が咲いていたのです。そこで、妻側の親戚のためにと、妻の祖母にまつわる話をまとめて、納骨までに一冊の本

を作って、配りました。

私としては、妻側の親戚にもっと仲間入りしたいという気持ちでした。しかし、それを読んだ親戚は、私はそっちのけで、おばあさんのエピソードが話題の中心でした。

そんな中で、一人だけ違う反応をした中2の男の子がいました。「おばあちゃん、すごい」と感動して涙しているのです。妻の祖母は、戦争をまたいで子育てをしたため苦勞人でしたが、社会的には一般人。でも、おばあちゃんが生きたことそのものが、一人の少年の胸を打った。その姿を見て、私は自分史の普及に人生を賭けてみたいと考ええるようになりました。

勤め先の仲間たちに事業を立ち上げたいと相談しても、やめておけと言われました。2009年に「今しかない！」と思いきって、株式会社ジュディ・プレスを設立しました。ほぼ同時期に、一般社団法人自分史活用推進協議会の立ち上げに参画し、今に至ります。

ご縁に恵まれ、企業の社史やシニアの方を中心とした自分史を編集させていただいています。最近、「自分史」の認知は飛躍的に向上しています。しかし、私の夢である「一人一冊自分史を作る時代」までの道のりは、まだまだこれからですが、日々努力を積み重ねていきたいと考えています。

## 高橋 厚人氏

(株式会社ジュディ・プレス代表取締役)

1961年、東京都生まれ。慶応大学法学部卒業。1985年、株式会社リクルート入社。総務部、大手金融機関営業などの部課長職を歴任後、株式会社ジュディ・プレスを設立。自分史・社史を編集する傍ら、『自分史フェスティバル』実行委員長として自分史の普及にも奔走。著書『リクルートの口ぐせ』(KADOKAWA)  
<http://judypress.com/>

### 自分史・社史づくりの効能

- (1) 記録という行為そのものが、次世代や他の人に伝達する情報を生み出す
- (2) 自分が何に喜怒哀楽を持ち、チカラを発揮できるのか自己分析できる
- (3) 思い・交友関係・歴史などを共感的かつ効果的に伝えることができる
- (4) 自己開示を発端として、今まで見えなかった事実が見えるようになる
- (5) 過去と現在を整理すると、未来に向かうチカラが生まれる



### セミナーインフォメーション

記憶を旅する、不思議な感動

## 「一枚の自分史」・「一枚の社史」体験ワークショップ

開催日時：1/25 (水) 2/3 (金)、両日ともに19:00~21:00

場所：辻・本郷 税理士法人 カフェテリア

(東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階)

定員：各回8名

参加費：無料

持参するもの：昔の思い出の写真2~3枚



お申込み & お問い合わせ [scope@ht-tax.or.jp](mailto:scope@ht-tax.or.jp)

「一枚の自分史」は自分史活用推進協議会河出岩夫理事が、「一枚の社史」は高橋厚人が提唱する自分史・社史の制作手法です。

ぎもん・しつもん・お答えします

# 税金 Q&A

## 株主総会に関する費用

### Q uestion

当社は、食品製造業を営む9月決算の法人です。例年、11月の最終週に本社近くのホテルで株主総会を行っています。株主は、社長を含む社長の親族と、幹部社員がほとんどです。株主総会終了後に懇親会も行っています。

役員と社員が参加者のほとんどなので、株主総会に関する費用は「福利厚生費」で処理していましたが、昨年の税務調査において「福利厚生費」でないと指摘されました。今年の株主総会に関する費用はどのように処理すべきでしょうか？

税金Q&Aでは皆さんの税金への疑問にお答えいたします。税務に関する質問を [scope@ht-tax.or.jp](mailto:scope@ht-tax.or.jp) までお寄せください。

### A nswer

株主総会を開催するに当たって支出する費用は、主に下記のようなものと考えられます。

- ①会場と最寄駅との間の株主の送迎代
- ②株主総会の会場使用料、総会中供与する、昼食代、茶菓代
- ③株主総会後に出席株主に渡す土産代
- ④株主総会後に行う懇親会のための費用

会議に関連して通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、「交際費等」には該当しないとされます。この規定の趣旨は、会議を行うに際し通常要する費用は、会議にともなう費用として、「交際費等」にはならないということであり、昼食代には限りません。

したがって、上記のうち、①の会場と最寄駅との間の送迎費用、②の会場使用料、昼食代、茶菓代については、「会議費」として「交際費等」にはなりません。③の出席株主に渡す土産代は、タオル、ボールペン、ノートなどの少額のもの、[「会議費」等として取り扱うことができますが、土産が商品券や高額のものである場合には、「交際費等」に該当するものと思われる。

また、④の株主総会終了後の懇親会費用は、株主との懇親を深めるためのものですから、参加者が役員や社員がほとんどであっても「交際費等」に該当します。

なお、消費税については、送迎代、会場使用料、昼食代、茶菓代、土産代、懇親会費用は、課税仕入（個別対応方式の場合には、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの）に該当します。

### 「子供の頃の思い出」

子供の頃は生意気でした。思い出は小学校4年生の頃、いたずらして家にあった軽トラックを運転して、風呂場のかべを壊したことです。遺伝なのか、長男がゴルフクラブをいたずらして風呂場のガラスをゴルフボールで壊しました（笑）。（小林）



# ヒューマンリソースコラム 労務のみらい

～人は企業のプラットフォーム～

HUMAN RESOURCES

▲ HR 室 田中宏二 特定社会保険労務士

## 社会保険の適用範囲が拡大

社会保険の適用範囲が、平成28年10月1日から拡大されました。

◎次に当てはまる方は、社会保険の新たな加入対象者である可能性があります。

### 1. 週の所定労働時間が20時間以上

20時間とは、就業規則や雇用契約書などで1週間に勤務すべきとされている所定労働時間が20時間以上のことをいい、残業時間は含みません。

### 2. 月額賃金が88,000円以上

88,000円は標準報酬月額ではなく、そのもととなる報酬月額です。なお、標準報酬月額の算定にあたっては、残業代や交通費が含まれますが、本要件を判定する場合は、臨時に支払われる賃金や賞与、時間外労働等の割増賃金、最低賃金において除外されている精皆動手当、家族手当は除かれます。

### 3. 1年以上雇用される見込みがある

雇用期間が1年以上である場合のほか、期間の定めがない場合も加入要件に該当します。また、雇用期間が1年未満であっても契約更新されることが明示されていなければ加入の可能性が出てきます。

### 4. 学生は除外

大学、各種学校、高等学校などの学生は対象外ですが、卒業見込証明書を有し、卒業後もその事業所に勤務する予定の者、休学中の者、夜間部や定時制課程の者は、要件に該当するものとされます。

### 5. 一般被保険者（社会保険に加入している従業員）が501人以上の事業所に勤務

501人の判定は、法人事業所は被用者保険における適用事業所単位ではなく、同一法人にかかる適用事業所の人数を合算します。（例えば、支店の従業員が501人以下でも、会社全体の従

業員の合計が501人以上であれば、特定適用事業所となります）個人事業所は適用事業所単位です。501人を超える月が1年のうち6か月以上あると見込まれると、本要件に該当するものとみなされ事業主は「特定適用事業所該当届」を年金事務センターへ提出することとなります。特定適用事業所の該当人数が500人以下に減少しても、被保険者の4分の3以上の同意を得て不該当届を提出しなければ、引き続き特定適用事業所であるものとみなされます。

### ◎どんな手続きが必要？

1. 会社が保険加入の該当届の手続きを行います
2. 配偶者等が被扶養者になっている場合は、被扶養者異動届を提出した後、健康保険資格取得届を年金事務センターに提出します
3. 国民健康保険に加入している場合は、市役所等への届出も必要です

社・本郷 税理士法人 HR室  
(スタッフ30名)  
社・本郷 社会保険労務士法人  
所在地：〒160-0022  
東京都新宿区新宿4丁目1番6号  
JR新宿ミライタワー28階  
TEL：03-5909-5708  
設立：平成26年10月29日  
支部：福岡、沖縄  
主な業務：人事関係相談業務（就業規則の作成、人事制度構築）、労働・社会保険申請書類作成等の支援、給与計算など

「子供の頃の思い出」

前半は中学の理科の記憶がよみがえったが、後半はアルファベットと数式のオンパレード。普段法律文書しか読んでいない頭が、数式とイラストから想像力を働かし、イラストを頭の中で立体化することで、今までとは違う感覚で刺激された。子供の教科書だが、赤ちゃんだったのにこんな本で勉強するようになったんだなとつくづく感心した。(田中)

## 個人型確定拠出年金制度



深澤和雅

(ふかざわかずまさ)

●ヘルスケア事業部

平成29年より個人型確定拠出年金制度（個人型DC）が改正されます。制度としては従来からありますが、昨今注目が集まっておりますので、制度の概要等をご説明いたします。

## 制度の概要

まず、日本の年金制度は公的年金である「国民年金」「厚生年金」、公的年金を保管するための「個人

型DC等の私的年金」の3階建てになっています。

個人型DCは加入者が掛金を60歳になるまで拠出し、60歳以降、加入期間に応じて受給できる年齢が決まります。また、拠出した掛金は、

運用商品（預貯金、保険商品、投資信託等）の中から加入者自らが選択し運用します。その運用結果に基づき給付を受ける制度になります。

## 主な改正点

従来、個人型DCに加入できるのは自営業者等に限定されていましたが、平成29年の改正により企業年金を

実施している企業の会社員や公務員、専業主婦を含めほぼ全ての方が加入できるようになります。

3階	個人型DC 拠出限度額 年81.6万円 国民年金基金 との合算枠	グリーンの箇所が 改正された点です		個人型DC 拠出限度額 年24.0万円	個人型DC 拠出限度額 年14.4万円			
		個人型DC 拠出限度額 年27.6万円	個人型DC 拠出限度額 年27.6万円	企業型DC	企業型DC	個人型DC 拠出限度額 年14.4万円	個人型DC 拠出限度額 年14.4万円	
2階	国民年金基金	厚生年金					確定給付型年金	年金払い 退職給付等
1階	国民年金							
	第1号被保険者) 自営業者等	第3号被保険者) 専業主婦等	第2号被保険者) サラリーマン等				第2号被保険者) 公務員等	

## 税制上の優遇点

## ①毎月の掛金が全額所得控除

健康保険料や年金保険料と同様に、支払った掛金の全額が所得控除の対象となりますので、「年間の掛金×税率」分の節税

効果があります。

## ②運用益は非課税

投資信託の分配金等、金融商品の運用益には通常20.315%の税金が課せられますが、個人型DCの運用益は非課税で再投資されますので、通常よりも高い利回りで資産形成が可能となり

ます。

## ③年金受取時の控除

個人型DCの老齢給付金を年金として受け取る場合は「公的年金等控除」が適用され、一時金として受け取る場合は退職手当等とみなされ「退職所得控除」が適用されます。

## 「子供の頃の思い出」

私は小学校の頃6年間公文教室に通っていましたが、当時母が先生から「この子は将来素晴らしい人間になるか極悪人になる」と言われたと聞きました。この言葉は未だに忘れません。今更極悪人になるとは到底思えないので、素晴らしい人間になれるように精進している真っ最中でございます。(深澤)



# タックスヘイブン税制の概要



岡田金也

(おかだきんや)

● 法人国際部 税理士

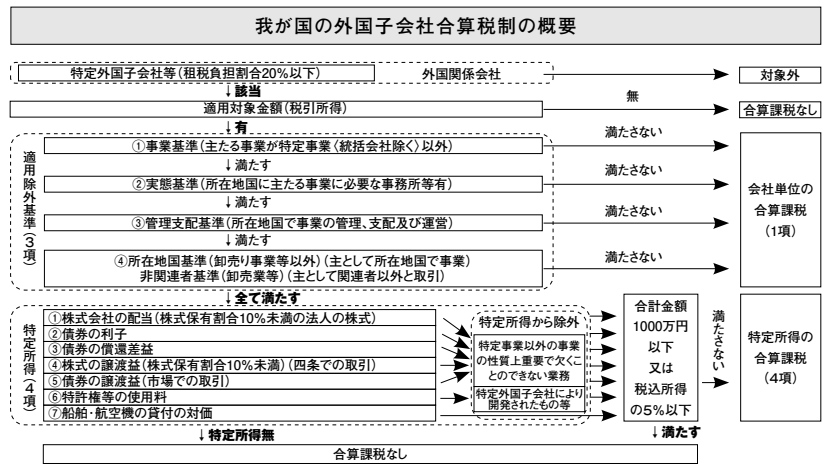
昨今、タックスヘイブン税制（外国子会社合算税制）という言葉、新聞報道等で見られる機会が増えました。今回はこのタックスヘイブン税制の概要をご紹介します。

タックスヘイブン税制の語源となったタックスヘイブン（軽課税国）は、産業があまりないために、税負担を低くして外資を呼び込む政策をしている国や地域をいいます。

香港、台湾、シンガポール、アメリカのデラウェア州、ケイマン諸島やバージン諸島などが有名です。

多国籍企業の国境を越えた過度の節税策に対して、OECD（経済協力開発機構）がBEPS（税源浸食と利益移転）への対抗措置として、国際課税原則や国内法を見直すことを促しており、日本においてタックスヘイブン税制は、移転価格税制と並んでその柱となる税制度です。

非常に複雑な税制ですが、簡単に言ってしまうと、租税負担割合が低い外国（軽課税国）に子会社があり、その外国子会社が現地で行う必要性のない事業により所得が発生した場合等には、日本親会社の所得にその外国子会社の所得が合算され、日本で課税されるという制度です。



その合算方法は、会社単位の合算と特定所得の合算の2つの方法があります。

上記の図から、外国子会社の現地税制、所得構成によって、日本親会社において合算課税のリスクがあることがご理解いただけるのではないのでしょうか。

よって今後は今まで以上に、外国子会社の情報（所在地国の改正を含めた税制の動きや、子会社の決算書上 other income や other inv

estments などとまとめて表示されている勘定の内訳の確認など）のフォローアップが日本親会社で必要となっております。

財務省は、税率基準が現行の20%未満以上の税率であっても、事業実体のない外国子会社（ロイヤリティや配当収入など）の場合に、タックスヘイブン税制の合算課税対象を日本の法人実効税率29.97%まで引き上げること検討しています。

詳しくは法人国際部までお問い合わせ下さい。

● TEL : 03-5323-3537 mail : tp@ht-tax.or.jp

## 「子供の頃の思い出」

小学生時代。晴れた日は、自転車で沼や川に行き、ザリガニ（マッカチン）・蛇（アオダイショウ）・蛙（アマガエル）を捕まえるのに情熱を。雨の日は、将来漫画家になるために少年ジャンプの模写をしていました。6歳で勉強をして、スマホを操る娘を見ると、自分の子供の頃は心の豊かな時代だったと思う今日この頃です。(岡田)

## 辻・本郷の家族信託セミナー

### 家族信託を活用した資産管理とは？

遺言や贈与では対応できない資産の管理や、次の次の代までの資産承継には家族信託という手段があります。とはいえ家族信託は未だ馴染みのない制度であるかもしれません。司法書士法人 芝トラストの宮本敏行氏をゲストに迎え、事例をまじえながら家族信託の解説をしていただきました。

開催概要：2016年9月28日 JR新宿ミライナタワー28F 辻・本郷 税理士法人セミナールーム  
 宮本敏行(司法書士／司法書士法人 芝トラスト)  
 鈴木 淳(税理士／辻・本郷 税理士法人 相続部統括部長)  
 司会：東祥太郎(辻・本郷 税理士法人)

まずはじめに、辻・本郷 税理士法人の鈴木 淳氏が、家族信託について平成19年に法改正され使いやすくなったがまだまだ活用されているとは言い難いと指摘。

辻・本郷 税理士法人では家族信託について理解を深めてもらうためにわかりやすいマンガ冊子を作成したと紹介。(このマンガ冊子はSCOPE184号(10月号)と同梱された。)マンガで紹介している5つのケース「認知症対策」「共有不動産のトラブル回避」「次の次の代までの遺産相続」「賃貸不動産の法人化」「自社株の信託(事業承継)」について順に説明。

「認知症対策」の例では「後見人は財産の管理はできますが、売却や再投資などの判断は勝手にはできません。

家族信託であれば、父親が委託者、息子が受託者(管理者)で、受益者(管理による利益を受け取る人)が父親とした場合、名義は息子に移りますが、その受益者は父親であるため、家賃収入のある不動産を家族信託にしたケースでは、従来通りの利益を受け取ることができます」と語った。また、仮に父親に意思能力がなくなった場合でも、受託者である息子の判断で建て替えや売却を行うことが可能。この場合も、売却益や建て替え後の家賃収入などは



鈴木 淳氏



宮本敏行氏



父親の収入となると説明した。

### 家族信託でよくある相談とは？

続いての第2部では司法書士法人芝トラストの宮本敏行氏が登壇。「家族信託 Q&A ベスト10」を紹介した。「専門家の間では家族信託の話だけで3時間でも4時間でも話していただけますが、一般の人にはまだまだわかりにくい話題です。1部の鈴木先生の話はかなりわかりやすかったかと思えます」と前置きして、家族信託でよく聞かれる10の質問について解説した。

「一番よく聞かれるのが『認知症対策について、成年後見ではなく、何故家族信託なのか?』家族信託について7～8割がこの相談事です」と説明。成年後見は本人の財産を守ることが目的。家族信託は、本人の意に沿った財産の管理・処分が目的の契約なので意思能力があるうちにやる必要がある。「せっかく相談されても、既に認知症になっていて自己判断できないケースが結構ある」のだという。家族信託の方が、資産管理(資産活用)がしやすいため、意思がはっきりしているうちに家族信託をすべきだと解説した。

その次に相談が多いのが、分与しにくい不動産の相続について。共有不動産にしてしまうと、全員の合意を得ないと売却も建て替えもできない。そのため、不動産の名義を受託者に一任し、相続後は相続人を受益者とすることができる。

他にも受益者連続型信託といって、次の次の代への相続について指定できるのも家族信託のメリット。例えば後妻へ相続をした後、次の代に後妻の兄弟ではなく先妻との間の実子に相続させたい場合などに活用できるという。加えて自社株の信託や不動産の信託によるの事例などが紹介された。

使い方によっては多大なメリットのある家族信託の解説に、参加者からも「わかりやすかった」という声が聞かれた。



●連載 — ラユニオン・パブリケーションズ スペシャルレポート —



# 脈動するインバウンド市場 vol.7

## 外国人の期待と満足度

日本を訪れる外国人が、訪日する前に期待していたことと、実際に日本に来て体験したことで感動したもの・満足したものは違います。実際どんなものに満足したのかは、訪日外国人へのアンケート結果から垣間見ることができます。



日本へ来ている外国人が何に期待し、何を体験して、次に日本へ来たら何をしたいか…。つまり「訪日前」、「訪日中」、「訪日後」に外国人が日本をどう感じたのか、推定できるアンケート結果を観光庁が発表しています。

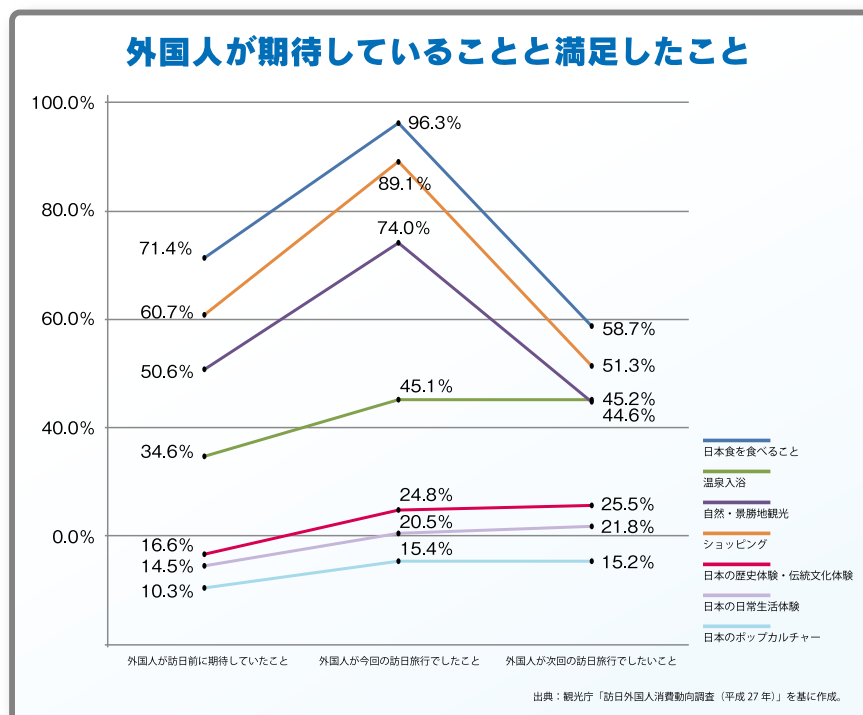
多くの外国人が日本食やショッピング、自然・景勝地観光を日本でやりたいことのひとつに挙げ、実際にほとんどの外国人が日本食やショッピング、自然・景勝地観光を体験していましたが、次回の訪日でも体験したいと答えている外国人は訪日前に期待していると答えた外国人よりもポイントが下がっていました。これは、1度体験すれば充分と思われるのか、満足出来なかったと推定されます。

逆に温泉への入浴や歴史・伝統文化体験、日常生活体験、日本のポップカルチャーなどへの期待は、訪日前には低かったものの、実際に体験した人は多く、次回以降に体験してみたいと回答した人も訪日中に体験した人と同程度で、満足度が高く、リピートしたいと思っている人が多かったと推測されます。

ここまでの数値はアンケート結果を合算した、訪日外国人全体のデータですが、実際の基礎データでは、出身国ごとにアンケートを取っており、各国ごとに全く違う傾向が見えてきます。

### 国によって違うニーズ

各国ごとのニーズの違いも面白い。例えば温泉入浴の例では、ベトナム人の



59.9%、スペイン人の44.9%、中国人の41.1%が温泉体験に期待していると答えている一方で、フィリピン人は13.8%、インド人は15.4%しか期待していないなど、国によって全く違う傾向がある。

ベトナム人は実際に68.3%の方が温泉を体験したと答え、64.8%の方が次回に日本に来たときにも体験したいと答えています。このことから、高い期待と満足を得られたのだと言えます。また、中国人の回答者は61.4%の方が温泉体験をしたと答えています。次回も体験したいと答えたのは43.2%にとどまり、中国人観光客は温泉入浴を1度体験でき

たらいいと思っている傾向があるのではないのでしょうか？

訪日外国人と一口に言っても、国ごとに傾向は全然違います。当然、日本人にも色々な人が居るように、同じ国の人であっても感じ方や考え方は違います。十把一絡げに「訪日外国人」とくくるのではなく、来て欲しい人、来てくれた人へ向けてのおもてなしがどうあるべきなのかを考える時期に来ているのかもしれない。

観光庁による訪日外国人消費動向調査は (<http://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/syouthityousa.html>) で見られます。

徳田孝司の マルトク  
**「月刊 トク 堂」**

#4 あえて役員社宅料を  
 現物給与にすると  
 役員の手取りが増えます

1. 役員社宅料の決め方

ご存じのように、役員社宅料については税務上決めごとがあります。社宅の構造や床面積等に応じて、税務上一定の算式が決められおり、一般的には算式により計算された金額が社宅料として役員が負担することになります。

2. 社宅料を支払わなかった場合

上記による金額を、万一役員が負担しなかった場合、税務上同額が役員に対する現物給与として取り扱われます。現物給与とは、金銭として支払われる給与ではなく、社宅という経済的メリットが給与と見なされるものです。結果として、その分は給与として加算され所得税等の負担が増えることとなります。

3. 社宅料を負担した場合と現物給与になった場合の違い

社宅料を負担した場合、役員個人が支払うことになるため、その分個人の手取りが減ることになります。一方、現物給与とした場合、所得税等の負担は増えますが、社宅料の支払いはありません。

両者でどのような違いがあるかシミュレーションしました(下表)。

4. 現物給与で個人の手取りは増えます

役員報酬1800万円、社宅料180万円を負担したとすると手取りは1250万円です。同じケースで180万円の負担をせず、現物給与とした場合、税金が増えますが手取りとしては1351万円となり、101万円収入が増えます。一方、法人は、180万円の社宅料を受け取れば税引

き後で115万円の増収となります。要は個人の手取りが増えるか、法人の手取りが増えるかの違いです。

社宅料が240万円の場合は、個人負担がより多くなりますので、現物給与にした場合さらに個人の手取りが増えることとなります。

5. どっちが有利?

下表のケースでは、法人・個人を合わせた手取りは、ケース1が1365万円に対しケース2は1351万円、つまり社宅料を支払うケースの方が14万円手取りが多くなります。あとは法人を優先するか、個人を優先するか、でしょうか。

徳田孝司 トク

役員社宅シミュレーション

役員報酬	ケース1(社宅料を支払う)					ケース2(現物給与課税)			役員手取りの差
	役員			法人		役員		法人	
	所得税・住民税	社宅料	手取り	受取家賃	法人手取り	所得税・住民税	手取り	受取家賃	
1800万円	370万円	180万円	1250万円	180万円	115万円	449万円	1351万円	0円	101万円
1800万円	370万円	240万円	1190万円	240万円	153万円	475万円	1325万円	0円	135万円

前提条件：①役員報酬1800万円(所得控除 350万円) ②社宅料 180万円/240万円 ③法人税効果 36%

「子供の頃の思い出」

懐かしいのはロボのパン屋かな。少し前までロボのパン屋と言っても誰も信用してもらえなかったのですが、日経の記事であらためて知る機会があり、間違ってたかった、とホッとしました。(徳田)



# ぶらトク

#007

## お台場でトリックアート 体験の巻

撮影協力:東京トリックアート迷宮館

東京都港区台場1-6-1 デックス東京ビーチ アイランドモール4F

TEL:03-3599-5191 http://www.trickart.info/

立体的に見える絵画や目の錯覚を利用した作品などが並ぶ、不思議なトリックアート専門の美術館。作品とともに写真撮影ができることが大きな特徴。



今回のパートナー

川口東支部 所長代理 前沢 和完さん

法人実務を中心に相続税の申告もこなす公認会計士。

### ドラキュラのおやつ



実はこんな感じ

ひやあゝ  
私が  
首だけに!

理事長、  
早く助けて  
ください!



前沢くん  
クビにはしらないから  
安心しなさい笑



凹凸に描くと  
動く絵に  
なるんだね

鏡の中の私が  
前沢くん  
になっている!

### 追いかけて



入場してすぐに二人が遊んだのは、江戸時代の茶店を描いたトリックアート。前沢さんは空気が椅子、理事長は隠れている手を使って女中さんに引つ張られているようにして記念撮影。

前沢さんは、コップの中に自分が入っているように見えるトリックアートが気に入ったようです。「単純だけど効果的。仕事もそうありたいですね」と前沢さんが話すと、理事長も「目に見える情報だけがすべてじゃないのが仕事と同じだね」と、結局、仕事に帰結している二人でした。

「今年は芸術の秋にしよう。せっかくだから変わったものがないな」と思っていた川口東支部の前沢さん。支部の仲間からお台場にトリックアート専門の美術館があると聞き、早速、理事長をお誘いして、行ってみることにしました。

### 不思議な絵に騙される?



理事長の  
偉大さを  
痛感しました!

不思議な土俵



誰か千円  
落としてるよ!  
あー、絵だった  
のか(笑)



いっぱい驚いたけど感動もあればさらによしー



オフショットが見られる、ぶらトクFacebookはこちら。

- ★★★=大満足、プライベートでも行こうかな!
- ★★=面白かったよ、機会があったらまた挑戦しよう。
- ★=[「……」]





# はんこ屋21

# 11/7 グランドオープン!!

## OPEN SALE!

オープンセール

全国300店舗の信頼と実績!!

# 新宿南口店

新宿区新宿4-3-15

はんこ屋 新宿南

検索



印鑑ケース付  
**特価  
象牙**

13.5mm×45mm

# 9,800円

〔税込〕

## SALE

美印には  
象牙が  
おすすめ!!

※期間限定 12月まで。 ※写真はイメージです。

## 印鑑は成人、新社会人のお祝いに一生使える実用品!

## 会社設立もお任せください!



<b>印鑑</b> Stamp	<b>ゴム印</b> Office-Stamp	<b>名刺</b> Name Card	<b>封筒</b> Envelope	<b>伝票</b> Slip Sheet
--------------------	----------------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------

### NEW お勧めのチタン! 最高の耐久性! 捺印性の高さ! 美しい印影! 更に安心の10年保証付き!

**Titanium ~TECHNOLOGY~**

- ① チタン(無地)
- ② ブラックチタン
- ③ ゴールドチタン
- ④ ミラーブラックチタン
- ⑤ ミラーゴールドチタン
- ⑥ クリスタルチタン

個人印 13.5mm (税込) **12,960円** (税抜) 12,000円

個人印 13.5mm (税込) **15,120円** (税抜) 14,000円

**10年保証** (チタン印鑑)

**熱に強い** **水洗いOK**

※はんこ屋さん21で購入されたチタン印鑑が10年以内  
に印面の脱落、材料劣化で捺印が出来なくなった場合は無償  
で購入の捺印直ししました保証書とチタン印鑑  
を捺印したければ、無償で捺印直しをさせていただきます  
ます。※保証書を紛失した場合は保証対象外となります。  
※印面以外の傷や文字のすり減り等の原因は保証対象外  
となります。※同じ印影での彫刻はできません。※彫刻  
するお名前の変更はできません。※変更または過失による  
破損の場合は保証対象外となります。

便利な  
**ゴム印**  
各種

4行6cm 住所印 **3,302円** (税抜) 3,058円

有効印面23.7×67.1mm 浸透印 **2,770円** (税抜) 2,526円

10mm 1行8文字 ネーム印 **1,252円** (税抜) 1,160円

株式会社 判子商事  
TEL 03-0000-0000  
FAX 03-0000-0000

**認印** 古印体 10mm (税込) **100円** (税抜) 93円

## 新宿南口店 TEL:03-6632-9148 FAX:03-6680-8529



新宿区新宿4-3-15 営業時間▶平日9:00~19:00 定休日▶土曜・日曜・祝日  
E-mail:hanko@kaisapo.net



札幌支部	〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西2-5 JRタワーオフィスプラザさっぽろ12階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032	渋谷支部	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
青森支部	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781	品川支部	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
八戸支部	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160	吉祥寺支部	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
秋田支部	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944	東大和支部	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
久慈支部	〒028-0062 岩手県久慈市二十八日町1-43 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330	立川支部	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
盛岡支部	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866	町田支部	〒194-0021 東京都町田市町田1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
遠野支部	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317	横浜支部	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル4階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
一関支部	〒021-0892 岩手県一関市東地主町60番地 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665	大和支部	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
仙台支部	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742	湘南支部	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
福島支部	〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル4階 TEL.024-534-7789 FAX.024-534-7793	小田原支部	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
郡山支部	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル4階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882	伊東支部	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
新潟支部	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177	豊橋支部	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
上越支部	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187	名古屋支部	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
水戸支部	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094	四日市支部	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
館林支部	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012	京都支部	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町79番地 ヤサカ四条島丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
深谷支部	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158	豊中支部	〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6階 TEL.06-4865-3340 FAX.06-4865-3341
大宮支部	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212	大阪支部	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
越谷支部	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752	堺支部	〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル412号 TEL.072-224-1006 FAX.072-224-1007
川口東支部	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261	神戸支部	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
柏支部	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばざん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802	岡山支部	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
松戸支部	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイツ松戸205号 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786	広島支部	〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
船橋支部	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6F TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108	松山支部	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町6-5-10 TEL.089-945-3560 FAX.089-945-3385
西新井支部	〒123-0842 東京都足立区栗原3-10-19-307 tel.03-3848-3767 fax.03-3848-3791	北九州支部	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
東京中央支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通りビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802	福岡支部	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅前中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
東京丸の内支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL.03-6212-2830 FAX.03-6212-2831	大分支部	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
神田支部	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819	延岡支部	〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町5-1740-2 TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
代々木支部	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル2階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546	沖縄支部	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 ファーナ旭橋B街区ビル1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

編集後記

好評の「ぶらトク」をはじめ、『SCOPE』の企画を考えていく中で大きな変化は、ありとあらゆる情報に敏感になったということ。特に、テレビの情報番組やSNSでの情報は、今までになく新鮮に感じられるようになりました。すぐ身近にあって、楽しいものって、意外と沢山あるものなんです。 (佐脇)

リニューアルから7か月。取材させていただいた方が増えてきたため、ミライナタワー周辺各所で「その節は…」とご挨拶させていただく機会が増えました。日本を代表する巨大ターミナル駅で既知の方とたびたび出会うだなんて、地方出身者には信じられない事態。アウェイだった東京や新宿をホームと感じ始めています。(浦田)

次号予告

全国津々浦々  
“辻・本郷全国支部”  
お土産自慢

# 丸の内



# 渋谷

# 横浜



## 社・本郷 税理士法人 相続センターOPEN

東京近郊のお客様の相続税申告をきめ細かいサービスでお手伝いいたします。  
相続財産が遠方にある場合でも、社・本郷 税理士法人のネットワークにより、  
余分な経費のご負担なく対応させていただきます。



社・本郷 税理士法人  
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

<http://www.ht-tax.or.jp>

丸の内相続センター  
(社・本郷 税理士法人 東京丸の内支部内)

お問い合わせ

[TEL] 03-6212-2834 [MAIL] [e.nagai@ht-tax.or.jp](mailto:e.nagai@ht-tax.or.jp) (担当:永井)  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-9-1 丸の内中央ビル 10階

渋谷相続センター  
(社・本郷 税理士法人 渋谷支部内)

お問い合わせ

[TEL] 03-6418-6761 [MAIL] [a.yamada@ht-tax.or.jp](mailto:a.yamada@ht-tax.or.jp) (担当:山田)  
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-15-1 渋谷クロスタワー 13階

横浜相続センター  
(社・本郷 税理士法人 横浜支部内)

お問い合わせ

[TEL] 045-328-1557 [MAIL] [y.sugimoto@ht-tax.or.jp](mailto:y.sugimoto@ht-tax.or.jp) (担当:杉本)  
〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸 1-11-11 NMF 横浜西口ビル 4階

